

八戸工業高等専門学校における名義の使用に関する要項

平成27年2月6日

校長 裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、八戸工業高等専門学校（以下「本校」という。）における共催、協賛及び後援名義（以下「名義」という）の使用許可に関して、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 本校の名義の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当すること。

- 一 国及び地方公共団体の機関
- 二 学校又は教育研究機関
- 三 教育、学術、文化又は体育に関する団体（任意団体を含む）
- 四 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く）
- 五 その他校長が名義を使用させることが適当と認めるもの

2 申請者が実施しようとする事業の内容は、次の各号のすべてに該当すること。

- 一 本校の教育・研究の向上及び地域貢献活動として認められるものであること。
- 二 主催する団体等が、当該事業を遂行できる能力があると認められること。
- 三 入場料、参加料等を徴収する場合は、その額が社会通念上適正であると認められるものであること。
- 四 政治活動、宗教活動又は営利事業の一環として行われるものでないこと。
- 五 事業を行うに当たって、原則として本校が経費を負担しないこと。
- 六 参加者等に生じた損害について、本校が賠償責任を負わないこと。

(申請)

第3条 申請者は、原則として名義使用申請書（別紙様式1）に次の各号に掲げる書類等を添えて、事業の開催予定日の1か月前までに校長に提出しなければならない。ただし、必要に応じ、主催者が国又は地方公共団体又はこれに準じる団体、報道機関に該当する場合は一の添付を、営利を目的としない事業で主催者が事業を確実に遂行することができると思われる場合には三の書類の添付を省略することができる。

- 一 主催者の存在及び基礎を明らかにする書類（団体規約等）の写し
- 二 申請する事業に係る開催要項等の写し
- 三 申請する事業に係る収支予算書の写し

(許可)

第4条 校長は、前条の名義使用申請書に基づき、許可又は不許可を決定し、名義使用通知書（別紙様式2）により申請者に通知するものとする。

(施設等の使用)

第5条 共催名義の使用を許可する事業については、施設等の使用料及び使用に伴う電気料、水道料、冷暖房費の実費相当額を免除することができる。

(遵守事項)

第6条 名義の使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 名義の使用は当該事業に限るものとし、共催、協賛及び後援の名義については、「八戸工業高等専門学校」とする。
- 二 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- 三 当該事業の開催に係るポスター等印刷物への使用は、許可された名義の区分に応じたものとする。
- 四 名義の使用を許可した事業が終了した時は、当該事業終了後1か月以内に、校長に名義使用事業報告書(別紙様式3)を提出するものとする。

(許可の取消)

第7条 校長は、次のいずれかに該当すると認める時は、名義の使用許可を取り消すことがある。

- 一 本規則に違反したとき。
- 二 申請書に虚偽の記載があったとき。
- 三 その他名義の許可が不相当と認めたとき。

2、名義の使用許可を取り消したときは、申請者に通知するものとする。

(事務)

第8条 名義の使用に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要項に定めるものの他、名義の使用に関し必要な事項は別に定める。

(準用)

第10条 この要項は、本校共同利用施設等の名義使用についても適用するものとする。

附 則

この要項は、平成27年2月6日から実施する。